

議 案 名

桶川市職員の給与に関する条例及び桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事院勧告等に準じて、職員の給料、期末手当及び勤勉手当を改定したいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 桶川市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

ア 期末手当の支給割合の改定（第 1 7 条の 4 関係）

令和 6 年 1 2 月に支給される期末手当の支給割合を引き上げる（次ページの表を参照）。

イ 勤勉手当の支給割合の改定（第 1 7 条の 7 関係）

令和 6 年 1 2 月に支給される勤勉手当の支給割合を引き上げる（次ページの表を参照）。

(2) 桶川市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

令和 6 年 4 月以後の給料表を改定し、給料月額を平均 3. 0 % 引き上げる。（別表第 1 関係）

(3) 桶川市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 3 条関係）

ア 期末手当の支給割合の改定（第 1 7 条の 4 関係）

令和 7 年度以後に支給される期末手当の支給割合を改定する（次ページの表を参照）。

イ 勤勉手当の支給割合の改定（第 1 7 条の 7 関係）

令和 7 年度以後に支給される勤勉手当の支給割合を改定する（次ページの表を参照）。

(4) 桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(改正条例第4条関係)

令和6年4月以後の特定任期付職員の給料表を改定し、給料月額を12,000円から19,000円までの範囲内で引き上げる。

(第7条関係)

(参考) 期末手当及び勤勉手当の支給割合

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

年度		6月	12月	合計	総支給割合
令和6年度 (現行)	期末手当	1.225	1.225	2.45	4.50 (月分)
	勤勉手当	1.025	1.025	2.05	
令和6年度 (改正後)	期末手当	1.225	1.275	2.50	4.60 (月分)
	勤勉手当	1.025	1.075	2.10	
令和7年度 以後	期末手当	1.25	1.25	2.50	4.60 (月分)
	勤勉手当	1.05	1.05	2.10	

※ 太枠内が改正部分

定年前再任用短時間勤務職員

		6月	12月	合計	総支給割合
令和6年度 (現行)	期末手当	0.6875	0.6875	1.375	2.35 (月分)
	勤勉手当	0.4875	0.4875	0.975	
令和6年度 (改正後)	期末手当	0.6875	0.7125	1.40	2.40 (月分)
	勤勉手当	0.4875	0.5125	1.00	
令和7年度 以後	期末手当	0.70	0.70	1.40	2.40 (月分)
	勤勉手当	0.50	0.50	1.00	

※ 太枠内が改正部分

3 施行期日

公布の日（改正条例第3条の規定は、令和7年4月1日）